

平成 18 年 1 月 30 日
建 設 局

平成 17 年度公共事業の再評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業再評価委員会は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 17 年 12 月 19 日までに、対象となった 10 事業について、4 回の委員会審議と現地視察を行ってきました。

平成 18 年 1 月 30 日に、委員会としての意見が「平成 17 年度公共事業の再評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。

平成 17 年度 再評価審議結果

種 別	補 単	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	幡枝葵森線		「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	国鉄嵯峨駅北通		「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	山陰街道		「事業継続」は妥当である。 ただし、条件を付す。
街路事業	補	向日町上鳥羽線 (第二工区)		「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	深草疏水通		「事業継続」は妥当である。
道路事業	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)		「事業継続」は妥当である。 ただし、条件を付す。
土地区画整理事業	単	伏見西部第二地区		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	単	上鳥羽南部地区		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	単	竹田地区		「事業継続」は妥当である。
廃棄物処理施設 整備事業	補	北部クリーンセンター 建替え整備事業		「事業継続」は妥当である。
合計		10 事業		

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業

再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業

社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

